

平 14 全経外第 21 号

平成 14 年 9 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

## 実務対応報告公開草案第 5 号に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、実務対応報告公開草案第 5 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

要望事項1. 本実務対応報告の位置づけについて

本実務対応報告は債権者側の D E S 実行時（株式取得時）に係る会計処理についてとりまとめられたものであることを明記するか、または取得後の株式の評価等に関しては別途検討する予定である旨を記載していただきたい。コメント募集の文面にはこの旨記載されてはいるが、実務対応報告中には明記されていないため、実行後の評価についても本実務対応報告を類推して処理するとの誤解が生じると考えられる。

また、本実務対応報告の前提となっている『財務的に困難な債務者』の定義を明確にしていきたい。

2. デット・エクイティ・スワップ(以下、「D E S」という。)実行時の優先株式における「合理的に算定された価額」について

D E S 実行時の優先株式については、普通株式が上場されている場合であってもモデル等により「合理的に算定された価額」は算定することは通常困難であるが、金融商品会計実務指針第 54 項をリファアーしている公開草案の規定にしたがうと株式の時価を合理的に測定できないものは時価をゼロとして評価することになる。

この場合、弁済順位の劣後する上場されている普通株式に時価が付され

ているにもかかわらず、優先株式をゼロとして評価することになり矛盾が生じることとなり、このことは非上場会社の優先株式についても同様の結果となる。

したがって、金融商品会計実務指針第 54 項を参照とする部分を削除していただきたい。その上で適切な自己査定がなされ、さらに金融支援額の十分性や債務者の債権計画等の実行可能性等が担保されている場合には、当該優先株式を債権の帳簿価額(個別貸倒引当金または債権放棄額控除後)として評価することも考えられる旨明記していただきたい。

### 3. 「金銭出資と債権回収が一体と考えられる場合」の取り扱い

D E S の評価の潜脱を回避するという観点からは、「金銭出資と債権回収が一体と考えられる場合」を規定するのではなく、現物出資による方法と経済的実質が同様の効果を生じる方法による場合には D E S として会計処理を行う旨の表現に改めることが適当と考える。

なお、上述のような表現に改められない場合には、実務上の取り扱いの明確化を図る観点から、金銭出資を伴う D E S の場合に「金銭出資と債権回収の一体性」の判断のポイントとなる「金銭出資による払込と債権の回収の間の期間」や「金銭出資による払込の直前直後に債権回収を行った場合」における「直前直後」の具体的な目処を明示していただきたい。

また、「一体ではないことが明らかに示されない限り該当する」とあるが、何を示せば一体でないことが明らかと言えるのか具体的に例示していただきたい。

### 4. 本実務対応報告に係る Q & A について

本実務対応報告のみでは実務上取扱いが不明確な箇所もあるので、会計処理の透明性を高めるためにも、Q & A の作成をご検討いただきたい。

## 確認事項

### 1. 株式における「合理的に算定された価額」の取り扱い

「金融商品会計に関する実務指針」第 63 項では、「株式(非公開株式を含む。)については、...市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価(合理的に算定された価額)とはしないものとし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱う」とされている。

一方、本公開草案では、D E Sに関する株式は「合理的な価額」により算定することとされているため、その前提を明らかにする必要があるのではないか。

## 2 . 金融商品会計実務指針 Q & A の Q 3 4 との関係

金融商品会計実務指針 Q & A の Q 3 4 では、発行会社の財政状態が悪化している株式を第三者割当により引き受けた場合の期末評価について、将来の業績を見込んだ実行可能な事業計画や経営方針等が存在しそれが合理的であると判断される限り、減損処理の対象とならない旨記載されている。

これに対し、公開草案では、時価の合理的な算定ができない場合は取得価額をゼロとする旨記載されている。Q 3 4 は期末評価の取り扱いを規定するものであるが、実行時に取得価額をゼロとすることとの考え方との整合性を明らかにする必要があると考えられる。

## 3 . 株式の時価がゼロに近くなる場合の例示について

上場株式（時価のある株式）についても公開草案「2 .」の「(3) 取得した株式の取得時の時価」に記述されている「債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合」を適用し時価をゼロにすると、従前から保有している株式と D E S により取得した株式の簿価通算に歪みが生じることになるのではないか。

また、「債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合」に該当する D E S が、公開草案の前段で述べられている「債務者が財務的に困難な場合に行われる」D E S との相違が明らかではない。

したがって、「このため、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、……」以下の記載は不要と考えるがどうか。

## 4 . 取得した株式の取り扱いにおける実務指針 36 項の引用について

実務指針第 36 項における「残存部分」ないし「新たな資産」とは、消滅を認識する金融資産(債権)の構成要素の一部なので、もともとの債権の構成要素でない株式がここにいう「新たな資産」であるとの表記は適切でないとも考えられる。単に、異種の金融資産の交換取引として整理することが考えられるがどうか。なお、同 36 項の引用が適切でないと仮定すると、それを前提とする同 38 項の引用も適切ではないことになる。

以 上